

壱岐市スーパーシティ連携事業者（事業提案）募集要項

1. 目的

壱岐市は、第1回目のSDGs未来都市（SDGsモデル事業選定都市）として「誰一人取り残さない」という包摂性の精神のもと、市民と市民、市民と行政が共創の関係になり、一人ひとりの多様な能力が発揮され、世界で一番自分らしさが輝く島となることで、100年後も人々がイキイキと暮らす島を目指しています。

この要項に基づく募集は、壱岐市が目指すスーパーシティの姿を実現するための具体的な先端的サービスとその担い手を募集するものです。

2. 募集内容

上記の目的を踏まえ、国のスーパーシティ構想に沿った提案を募集します。

なお、別添資料「壱岐市スーパーシティ構想」を参照し、内容を踏まえた提案としてください。

3. 応募資格

募集対象は、次に掲げる条件をすべて満たす法人とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 壱岐市暴力団排除条例（平成24年壱岐市条例第29号）に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 壱岐市が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領（平成16年壱岐市訓令第29号）の規定による指名停止期間中の者ではないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

4. 応募方法

(1) 提出期限

令和3年3月15日（月）17時15分

(2) 提出方法

電子メール

※提出後にSDGs未来課へ受信確認の連絡をしてください。（容量が大きい場合受信できない可能性があります）

なお、共同提案の場合は、代表事業者が構成事業者分を取りまとめて一括して提出してください。

(3) 提出先

壱岐市総務部SDGs未来課

Eメール：iki-sdgs@city.iki.lg.jp

電話：0920-48-1137（直通）

※メール件名「スーパーシティ連携事業者募集（事業者名）」

(4) 提出書類

①事業提案書（別添資料）

②会社概要書（任意様式）

(5) 提出書類の取り扱い

①記載内容の変更等の禁止

提出された書類の書換え、差替え又は撤回することはできません。

②提出書類の返却

提出された書類はお返しできませんので、ご了承ください。

③費用について

応募申請に要する一切の費用は、提案者の負担とします。

④その他

提案書から壱岐市スーパーシティ構想を作成します。

個別に意見聴取の依頼を行う場合があります。

5. 審査

提出された書類について、内容を確認し、審査会にて承認となった事業者を、壱岐市スーパーシティ連携事業者として登録します。

6. 連携事業者登録後の進め方

この要項に基づく募集は、壱岐市スーパーシティ構想の推進に適した事業者を連携事業者として募集するものであり、事業提案については、そのまま応募書類へ記載されるものではなく、市との協議や市民意見の反映により変更があるものとします。

連携事業者となった場合、市とともに国のスーパーシティ構想の区域指定の応募に向け、以下の作業をお願いすることがあります。

①上記提案及び市民意見、市との協議等により事業案を整理

②応募書類作成作業

③その他応募に必要な準備等

※上記準備作業については、市からの業務委託ではなく、市と事業者が連携・協働して事業を進めるものであることから、市からの業務委託料（準備作業に伴う諸経費を含む）は発生しないものとします。

スーパーシティ区域として本市が指定された場合、国も含めた基本構想作成にあたり、連携事業者と協議することとします。

7. 全体スケジュール（予定）

令和3年3月10日	住民意見聴取（パブリックコメント）開始
3月14日	住民対話会
3月15日	提案書提出期限
3月下旬	連携事業者登録（ホームページで公表）
4月16日	（国）スーパーシティ公募締切
4月以降	（国）原案検討、意見具申、区域指定